

公取協にゆうす

FAIR TRADE COUNCIL

No. 77

- 令和2年度定時社員総会
- 令和元年度事業報告書
- 令和2・3年度 理事・監事

公益社団法人 近畿地区不動産公正取引協議会
大阪市中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル9階

TEL : 06 (6941) 9561
FAX : 06 (6941) 9350
<http://www.koutori.or.jp>

〔文中、全て順不同・敬称略〕

令和2年度定時社員総会



山本総務委員長（司会）



定時社員総会 議場

6月19日午後2時15分から、ホテルグランヴィア大阪「名庭」で、令和2年度定時社員総会を開催しました。来賓として、吉田顧問税理士にご臨席いただきました。

総会は、松尾会長の挨拶の後、司会（山本総務委員長）が公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の馬淵所長のご祝辞を代読しました。

定款第16条の規定に基づき、松尾会長が議長に就任し、議事録署名委員には、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会・泉会長、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部・坂本本部長を選任し議事に入りました。

総会では、報告事項第1号「令和元年度事業報告に関する件」（説明：松本専務理事）、審議事項第1号「令和元年度決算案に関する件」（提案：岡本財政委員長・報告：八木監事）、第2号「役員を選任に関する件」（提案：松本専務理事）が承認された後、新しく選任された理事と監事は全員「鳳凰」に移動し、ただちに令和2年度第2回理事会を開催しました。

第2回理事会では、決議事項第1号「令和2・3年度 会長・副会長・専務理事・常務理事の選定」、第2号「令和2・3年度 顧問・相談役・参与の委嘱」、第3号「令和2・3年度委員の委嘱」、第4号「令和2・3年度 不動産公正取引協議会連合会への派遣役員」について、いずれも提案の通り満場一致で異議なく承認されました。

第2回理事会終了後、定時社員総会を再開して、司会より、新会長、新副会長、新専務理事、新常務理事の氏名を読み上げた後、柴田会長が就任のあいさつを行いました。

続いて、司会より、退任団体長、退任理事、退任名誉理事、令和元年6月以降の褒章受章者、永年勤続表彰受賞者の氏名を読み上げました。

最後に梶原副会長が閉会のあいさつを行い、閉会しました。

(懇親会は、新型コロナウイルスの感染予防・防止のため、中止)



柴田新会長



松尾前会長

令和元年度事業報告書 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

当協議会は、引き続き、最重要課題の「インターネット広告の適正化」を図るため、「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)第31条の規定に基づく、「不動産の表示に関する公正競争規約」(表示規約)及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」(景品規約)の普及啓発・周知徹底に取り組み、規約違反の未然防止に尚一層努めた。

その一方、「おとり広告」などの重大な規約違反については、嚴重警告・違約金を課徴したほか、主なポータルサイトとも連携し、不動産情報サイトへの広告掲載を原則1か月以上、停止する施策を講じた。

このため、消費者庁及び公正取引委員会の指導を仰ぎながら、構成団体はもとより近畿二府四県の景品表示法・宅建業法担当課、首都圏ポータルサイト広告適正化部会(ポータル部会)、消費者モニター等に支援と協力を求め、令和元年度事業計画に則り、①事業活動の広報及び規約の普及啓発に関する事業、②規約の相談業務及び指導業務の推進に関する事業、③規約遵守状況に対する審査・調査及びその是正措置等に関する事業、④渉外及び運営等に関する事業を実施した。

また、令和元年11月13日、景品表示法の規制と景品規約の規定との整合性等を確保するた

め、後記の資料Aのとおり、景品規約施行規則第1条第2項第5号及び第5条第2号を変更した。
以下、令和元年度の事業活動状況及び会議開催状況の詳細について報告する。

1 事業活動の広報及び規約の普及啓発に関する事業について

(定款第4条第1号、第5号関係 担当：広報・総務委員会)

(1) ホームページの運営 (URL <http://www.koutori.or.jp>)

当協議会の広報に資するため、当協議会の事業活動状況や会議開催状況、所定の業務・財務の関係資料等について適宜、ホームページに加除掲載するとともに、規約違反に対する嚴重警告・違約金課徴の広告事例の概要を掲載したほか、厚生労働省・国土交通省等からの新型コロナウイルス感染症対策のプレスリリースについても広く情報を提供した。

(2) 広報誌の発行

平成31年4月及び令和元年7月、当協議会の事業活動に対する理解と関心を求めるため、広報誌を作成し、関係官公庁、公立図書館、消費者団体、関係団体、構成団体、役員等に配布すると同時にホームページにも広報誌を掲載した。

(3) 規約普及パンフレット・公正表示ステッカーの頒布

規約の普及啓発を図るため、表示規約及び景品規約等の条文を取りまとめた規約集「不動産の公正競争規約」を4,307部、不動産広告作成のための実務者向けの手引書「不動産広告ハンドブック」を140部頒布した。

また、規約に対する遵守意識を喚起するため、構成団体を通じて、規約加盟店の証しとなる店頭掲示用の「公正表示ステッカー」を1,261枚頒布した。

(4) インターネットによる学生向けの賃貸マンション等の「おとり広告」に関するトラブル防止

令和元年10月17日、インターネットによる学生向けの賃貸マンション等の「おとり広告」に関するトラブルを防止するため、引き続き、近畿二府四県内の165の大学と57の短期大学に注意喚起書を送付し、その啓発の協力を求めた。

(5) ノベルティの製作・配布

当協議会のPRを内外に図るため、800本のノベルティのボールペンを製作・配布した。

2 規約の相談業務及び指導業務の推進に関する事業について

(定款第4条第2号、第5号、第7号関係 担当：指導委員会)

(1) 表示規約及び景品規約に関する相談業務

常時、規約の周知徹底と違反行為の未然防止に繋げるため、会員事業者、賛助会員、維持会員、広告媒体社、広告代理店、ポータルサイト運営会社等からの問い合わせ、例えば、不動産広告の表現の可否、景品キャンペーンの企画案、規約の解釈運用などの相談について事務局で対応した。

相談件数については3,758件、相談事項は延べ数で5,593件となり、このうち、表示規約関係は4,561件、景品規約関係は976件となった。

なお、相談件数と規約条項別の詳細については後記の資料Bのとおりである。

(2) 義務講習会の開催

令和元年10月8日、OMMにおいて、規約違反の再発防止に資するため、過去に警告、嚴重警告及び違約金課徴の措置を受けている会員事業者を対象に「義務講習会」を開催した。

なお、「義務講習会」には19社、23名の会員事業者が出席した。

(3) 構成団体等における規約研修会への講師派遣

構成団体や関係団体等からの要請に基づき、インターネットをはじめ不動産広告の表示適正化を推進するため、構成団体等の主催する規約研修会に講師を派遣した。

規約研修会への講師派遣回数は年9回、規約研修会の出席者総数は1,156名であった。

(4) 不動産広告問題研究会の開催

令和元年8月2日及び同年12月10日、実務担当者の不動産広告に係る知見の向上に資するため、賛助会員・維持会員に対し「不動産広告問題研究会」を年2回開催した。

第1回目は「成年後見制度適正化法の視点からのノーマライゼーション」について、第2回目は「表示規約及び同施行規則の変更案」について勉強会を開催したほか、インターネット広告における情報管理・更新の徹底について尚一層の協力を求めた。



松本専務理事



梶原副会長（閉会のあいさつ）

(5) 構成団体へのインターネット広告の適正化に係る協力要請

令和元年11月19日、不動産公正取引協議会連合会理事会の合意を踏まえ、インターネットの「おとり広告」の尚一層の未然防止を図るため、あらためて当協議会の構成団体長に対し、後記の資料Cのとおり、「おとり広告」の規制概要及びインターネット広告の留意事項を示し、当該会員事業者への周知徹底の協力を要請した。

3 規約遵守状況に対する審査・調査及びその是正措置等に関する事業について

(定款第4条第3号、第4号、第8号関係 担当：表示審査・調査・措置委員会)

(1) 消費者及び関係官公庁等からの申告・移送案件等の受付・処理

消費者、関係官公庁、関係団体等からインターネットをはじめ不動産広告の情報提供、申告、通知等を受付、規約違反被疑事案については規約の規定に照らして対応した。

他方、規約の対象とはならない不動産取引に係る相談についても、それぞれの内容に応じて、適切な関係機関を紹介することにより解決を促した。

(2) 規約違反被疑事案に係る事実確認等の調査に対する協力義務の周知依頼

令和元年9月17日及び令和2年1月17日、的確かつ円滑な調査業務を恒常的に行うため、表示規約第26条第1項、第2項、第3項及び景品規約第5条第1項、第2項の規定に基づき、規約違反被疑事案に係る事実確認等の調査については協力する義務がある、旨を会員事業者に周知していただくよう構成団体長に依頼した。

(3) 規約遵守に関する各種調査の実施 (対象事業者総数：154社・232物件)

インターネット等の不動産広告の適正化を図るため、規約遵守に関する各種調査を次のとおり実施するとともに、ポータル部会の構成会社であるアットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート住まいカンパニー、加えてヤフー株式会社にも調査協力と情報共有を求めた。

① 官民合同不動産広告実態調査の実施 (対象事業者：85社・95物件)

令和元年11月8日から同年11月25日までの期間、近畿二府四県の景品表示法・宅建業法担当課、消費生活センター、関係団体及び構成団体等に協力を求め、インターネット等の売買・賃貸物件広告を対象に、滋賀県下10、京都府下22(賃貸物件10含む)、大阪府下22(賃貸物件6含む)、兵庫県下18(全て賃貸物件)、奈良県下11及び和歌山県下12(賃貸物件4含む)の計95の物件について調査を実施した。

② 賃貸物件不動産広告実態調査の実施 (対象事業者：35社・38物件)

令和2年2月20日から同年3月9日までの期間、滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県の

宅建業法担当課及び構成団体に協力を求め、インターネットの賃貸物件広告を対象に、滋賀県下2、大阪府下19、兵庫県下15及び奈良県下2の計38の物件について調査を実施した。

なお、京都府及び和歌山県においては、前記のとおり、官民合同不動産広告実態調査と併せて賃貸物件広告の実態調査を実施した。

③ その他の規約違反被疑事案に係る臨時調査の実施 (対象事業者：34社・99物件)

前記①と②の経常的な調査に加え、インターネットの賃貸物件広告を主な対象として、表示規約第26条第2項、第27条第7項並びに違反調査及び措置の手續等に関する規則第5条の規定等に基づき、計99の物件について構成団体と共に臨時調査を実施した。

このうち、軽微な規約違反については、業務の迅速化・効率化を図るため、当該会員事業者の所属する構成団体に調査業務と併せて改善指導についても協力を求めた。

(4) 事情聴取会の開催 (対象事業者：19社)

規約違反内容の事実確認や広告作成経緯等を聴取するとともに、当該事業者に対して弁明等の機会を確保するため、表示規約第27条第4項の規定に基づき、事情聴取会を年4回開催した。

加えて、事情聴取会に際し、関係官公庁をはじめ規約違反の掲載サイトに該当するポータルサイト運営会社についてもオブザーバーとして同席を求めた。

(5) 規約違反に対する措置及びポータルサイト掲載停止等の施策

規約違反行為の内容、程度、それらの及ぼす影響、広告表示の改善の見込みその他の事情を勘案し、表示規約第27条第1項、第2項、第3項及び第7項並びに違反調査等事務処理規程第13条、第14条、第19条、第20条及び第26条の規定に基づき、別表1の措置区分のとおり、74社の会員事業者について規約違反に対する措置を講じた。

しかしながら、①適切な更新を怠ったために、掲載途中から取引不可能になった事例、②当初から契約済みであった物件を新規に掲載していた事例、③架空物件を掲載していた事例など、依然、「おとり広告」の疑いのあるインターネット広告が散見されるのも事実である。

従い、令和2年度においては、インターネットの「おとり広告」の規約違反を行い、繰り返し、嚴重警告・違約金課徴の処分を受けた会員事業者については、再発防止を強化するため、プレスリリースやホームページ等を通じて、その違反概要と併せて事業者名まで公表することを協議する。

なお、ポータルサイト掲載停止の施策については各ポータルサイトの規定等に基づき行われており、掲載停止期間を設けることによって、消費者への「おとり広告」等の被害拡大を防ぎ、対象となった会員事業者は当該期間内に掲載物件情報等のメンテナンスを確実に実施

するとともに、広告業務の体制を整えることを通じて、規約遵守の意識の向上を求め、また、適正な広告表示を行っている大多数の会員事業者の利益を確保するために引き続き実施しているものである。

規約違反に対する措置区分・件数(別表1)

区 分	媒 体	インターネット	新聞折込チラシ等
	厳重警告・違約金課徴	17社	—
	厳重警告	2社	—
	警告	15社	—
	注 意 等	32社	8社
	小計	66社	8社
	合計	74社	

掲載停止等の施策を実施したポータルサイト(別表2)

ポータルサイト名	開始時期
at home	平成29年8月
CHINTAI	平成29年8月
LIFULL HOME'S	平成29年8月
SUUMO	平成29年8月
ラビーネット不動産	平成29年10月
ハトマークサイト	平成29年12月
ヤフー不動産	平成30年12月

(令和2年3月31日現在)



第2回理事会 議場

(6) ポータル部会との連携

ポータル部会との連携については、前記のとおり、嚴重警告及び違約金課徴の対象事業者に係る広告掲載停止の施策を継続するとともに、調査業務の強化の観点から、インターネット広告の登録内容とその掲載期間等について、各種データの提供、情報共有の協力を求めた。

なお、令和元年5月24日、大手前類第一ビルにおいて、ポータル部会の担当者(株式会社L I FULL)との事務連絡に係る打合せを実施した。

4 渉外及び運営等に関する事業について

(定款第4条第6号、第7号、第9号関係 担当:総務委員会)

(1) 定時社員総会・理事会の開催

当協議会の円滑な運営に資するため、定款及び運営規程に則り、定時社員総会を年1回、理事会を年4回開催した。

定時社員総会・理事会の開催日と議事については次のとおりである。

① 第1回理事会(令和元年6月4日 於: OMM)

ア 会長報告・あいさつ

- イ 報告事項 第1号 改元に伴う元号による年表示の取扱い
- 第2号 令和元年度定時社員総会の開催など
- 第3号 クールビズの実施
- 第4号 消費者行政かわら版(消費者庁消費者政策課)
- 第5号 役員・委員の辞任(交代)に関する書類の提出依頼
- 第6号 関連団体への講師派遣及び規約研修会の開催
- 第7号 ホームページの更新及び広報の発行
- 第8号 規約違反被疑事案に関する委託調査・措置依頼及びポータル部会構成会社への調査業務の一部委託
- 第9号 財政検印状況など
- ウ 決議事項 第1号 平成30年度事業報告案
- 第2号 平成30年度決算案
- ② 定時社員総会(令和元年6月21日 於:ホテルグランヴィア大阪)
- ア 報告事項 第1号 平成30年度事業報告に関する件
- イ 審議事項 第1号 平成30年度決算案に関する件
- 第2号 役員を選任・補選に関する件
- ③ 第2回理事会(令和元年6月21日 於:ホテルグランヴィア大阪)
- ア 決議事項 第1号 令和元年度 副会長及び常務理事の補選
- 第2号 令和元年度 委員及び調査員の委嘱・補選
- 第3号 令和元年度 名誉役員(相談役)の委嘱
- ④ 第3回理事会(令和元年11月15日 於:大阪キャッスルホテル)
- ア 会長報告・あいさつ
- イ 報告事項 第1号 不動産公正取引協議会連合会第17回通常総会等の開催
- 第2号 令和元年度第1回消費者モニター懇談会
- 第3号 規約研修会の開催と講師派遣及び不動産広告問題研究会の開催
- 第4号 規約違反被疑事案に関する委託調査・措置依頼
- 第5号 事情聴取会の開催
- 第6号 規約違反に対する違約金課徴
- 第7号 広報の発行及びホームページの更新
- 第8号 財政検印状況など
- ウ 決議事項 第1号 令和2年度定時社員総会
- 第2号 賛助会員の入会

⑤ 第4回理事会(令和2年3月23日 於: OMM)

ア 会長報告・あいさつ

イ 報告事項 第1号 構成団体へのインターネット広告の適正化に係る協力要請

第2号 新型コロナウイルス感染症に関する協力依頼など

第3号 クールビズの実施

第4号 規約研修会への講師派遣及び不動産広告問題研究会の開催

第5号 各種実態調査の実施

第6号 事情聴取会の開催

第7号 規約違反に対する違約金課徴

第8号 ホームページの更新及び広報の発行

第9号 財政検印状況など

ウ 決議事項 第1号 令和2年度事業計画書案

第2号 令和2年度収支予算書(正味財産増減予算書)案

(2) 不動産公正取引協議会連合会通常総会・理事会・幹事会への出席

令和元年11月1日、ホテル日航金沢において、不動産公正取引協議会連合会第17回通常総会が開催され、①平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画、②景品規約施行規則の一部改正、③第18回通常総会の幹事協議会、④会員協議会の課題について審議・報告があり、規約の普及啓発・周知徹底などの共通課題については、九地区の協議会が共に取り組んでいくことに合意した。

また、通常総会の議案の審議を行うための理事会を年1回開催するとともに、規約の見直しや規約運用上の諸問題について協議・検討を行うための幹事会が年2回開催された。

(3) 関係官公庁及び関係団体等との連携

当協議会の事業活動を円滑に運営するため、各種会議や実態調査等の機会を通じて、消費者庁、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、近畿二府四県の景品表示法・宅建業法担当課、関西広告審査協会、不動産公正取引協議会連合会等との連携の確保に尚一層努めた。

(4) 賛助会員・維持会員の入会促進

不動産広告の適正化を推進するため、主要な未加入の事業者、広告媒体社、広告会社及びポータルサイト運営会社等に対し、相談業務や入会案内を通じて、入会促進を図った。

(5) 不動産広告に関する消費者講座の開催

令和元年12月3日、OMMにおいて、「不動産広告に関する消費者講座」を開催し、規約の基礎知識やインターネット広告の見方などを消費者向けに解説した。

また、この開催にあたっては、専用案内パンフレットを作成・配布するとともに、朝日新

聞、NHKラジオ、消費者センター、ホームページ等を通じて、消費者講座の出席者を広く募集した。

なお、「不動産広告に関する消費者講座」には25名の消費者が出席した。

(6) 消費者モニターの運営・活動状況(事項3の事業を一部含む)

令和元年度の消費者モニターの構成については、滋賀県2名、京都府6名、大阪府14名、兵庫県11名、奈良県4名及び和歌山県3名の総数40名、その活動状況については次のとおりである。

① 消費者モニター説明会の実施

当協議会の設立目的や規約の規制内容、消費者モニターへの委託業務などを説明するため、「消費者モニター説明会」を年4回に分けて実施した。

② 消費者モニター懇談会の開催

令和元年10月29日及び令和2年3月30日、景品表示法の普及啓発と規約に係る要望・意見等を把握するため、「消費者モニター懇談会」を年2回開催した。

第1回目は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の担当官から、「私たちの暮らしと法律 ～独占禁止法と景品表示法～」と題する講義を受けた後、消費者モニターと不動産広告に関する意見・情報を交換し、第2回目は、当協議会から規約違反に対する嚴重警告及び違約金課徴の広告事例などを報告した後、不動産広告のテーマにとどまらず、不動産取引に関する様々な質疑応答を軸にして、消費者モニターとの懇談を進めた。

③ インターネット広告及び新聞折込チラシ等の収集

官民合同不動産広告実態調査の対象物件を選定するため、315枚のインターネット広告と1,189枚の新聞折込チラシ等を消費者モニターから収集し、事前審査会及び実態調査の結果、表示規約に違反する新聞折込チラシ等について注意処分(2社)を講じた。

なお、この2社に対する注意処分については、前記の別表1の措置件数に含まれている。

④ 令和2年度消費者モニターの募集・選定

令和2年度消費者モニターの募集にあたっては、専用案内パンフレットを作成し、広く公立図書館や消費者センター等にその窓口掲示をお願いしたほか、NHKラジオ、新聞媒体及びホームページ等を通じ募集したところ、計155名の応募があり、府県区分や志望動機などをもとに選定した結果、滋賀県3名、京都府6名、大阪府13名、兵庫県11名、奈良県4名及び和歌山県3名の総数40名を選定した。

1 相談件数 (計3,758)

区分	件数
事業者	1415
広告媒体社・広告会社等	2098
関係官公庁	32
構成団体・関係団体	63
消費者	147
そのほか	3

2 相談事項 (計5,593)

区分	件数
表示規約関係	4561
景品規約関係	976
宅建業法等関係法令	47
そのほか	9

3 規約条項別内訳

(1) 表示規約関係 (計4,561)

区分	件数
事業者の責務	11
広告会社等の責務	4
用語の定義	125
広告表示の開始時期の制限	532
建築条件付土地の建物表示	183
自由設計型マンション企画	1
必要な表示事項	682
予告広告	312
副次的表示	2
シリーズ広告	3
必要な表示事項の適用除外	51
特定事項の明示義務	138
記事広告の広告明示義務	13
見やすい文字の大きさ	29
内容・取引条件等の表示基準	790
節税効果等の表示基準	17
入札・競り売りの表示基準	5
特定用語の使用基準	189
物件の名称の使用基準	264
不当な二重価格表示	232
おとり広告	152
比較広告	23
その他の不当表示	585
表示の修正・内容変更の公示	167
違反に対する調査・措置	38
そのほか	13

(2) 景品規約関係 (計976)

区分	件数
総付景品	326
懸賞景品	142
共同懸賞	3
値引き	390
アフターサービス	30
付属するもの	17
取引価額の算定	28
取引上の経済上の利益	12
オープン懸賞	26
そのほか	2

※ 1の相談件数は相談内容が複数であっても、事業者等の実数で表記している。

※ 2の相談事項及び3の規約条項別内訳は、相談内容を延べ数で表記している。

公社近畿公取発第244号

令和元年11月19日

構成団体長 各位

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会
会長 松尾 信明

インターネット広告の適正化について（お願い）

平素は、当協議会業務に特段のご高配を賜り誠に厚くお礼申し上げます。

この度、当協議会の上部団体である不動産公正取引協議会連合会より、全国9地区の不動産公正取引協議会に対し、別紙「『おとり広告』の規制概要及びインターネット広告における留意事項（周知依頼）」を加盟事業者に周知するよう要請がありました。

現在、当協議会は、「おとり広告」の撲滅をはじめ不動産広告の適正化に努めておりますが、本留意事項は、加盟事業者がインターネットにおける「おとり広告」を未然に防止するための考え方を示しております。

つきましては、当協議会の加盟事業者である貴会所属の会員事業者に、本留意事項を広報誌やホームページ等を通じて広くご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

⑨ 資料A〔不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則〕と資料Cの一部〔「おとり広告」の規制概要及びインターネット広告の留意事項〕は割愛していますので、当協議会ホームページをご参照ください。

令和2・3年度 理事・監事

順不同・敬称略

役職	氏名	団体
代表理事〔会長〕	柴田 茂徳 (新任)	(一社)兵庫県宅地建物取引業協会
副会長	神丸 豊 (新任)	(一社)大阪府宅地建物取引業協会
副会長	梶原 義和	(公社)京都府宅地建物取引業協会
副会長	服部起久央 (新任)	(公社)滋賀県宅地建物取引業協会
副会長	寺西 保雄	(公社)全日本不動産協会大阪府本部
副会長	友藤 昭弘	(一社)関西住宅産業協会
専務理事	松本 高亮	(一社)兵庫県宅地建物取引業協会
常務理事(総務委員長)	山本 清孝	(一社)大阪府宅地建物取引業協会
常務理事(財政委員長)	細川 幸三 (新任)	(公社)和歌山県宅地建物取引業協会
常務理事(指導委員長)	大村 裕史 (新任)	(一社)兵庫県宅地建物取引業協会
常務理事(表示審査委員長)	土屋 年史 (新任)	(公社)奈良県宅地建物取引業協会
常務理事(調査委員長)	古田 彰男 (新任)	(公社)京都府宅地建物取引業協会
常務理事(広報委員長)	中西 雅敬	(公社)全日本不動産協会京都府本部
常務理事(措置委員長)	片倉 勝	(公社)全日本不動産協会大阪府本部
理事(総務副委員長)	島本 隆	(公社)全日本不動産協会大阪府本部
理事(総務副委員長)	伊藤 隆啓 (新任)	(一社)兵庫県宅地建物取引業協会
理事(財政副委員長)	赤尾 剛	(公社)全日本不動産協会滋賀県本部
理事(指導副委員長)	屋村四郎	(公社)全日本不動産協会奈良県本部
理事(指導副委員長)	植本 昌彦	(公社)全日本不動産協会和歌山県本部
理事(表示審査副委員長)	東門 幸一 (新任)	(一社)大阪府宅地建物取引業協会
理事(表示審査副委員長)	中尾 正人	(公社)全日本不動産協会兵庫県本部
理事(調査副委員長)	高原 健 (新任)	(一社)大阪府宅地建物取引業協会
理事(広報副委員長)	倉田 薫 (新任)	(一社)大阪府宅地建物取引業協会
理事(広報副委員長)	湖中 明憲 (新任)	(一社)近畿住宅産業協会
監事	築山 佳正 (新任)	(公社)奈良県宅地建物取引業協会
監事	八木 宏	(一社)関西住宅産業協会
監事	西尾 方宏	会員外

維持会員【順不同】

会員名	所在地
(株)長谷工アーベスト ミサワホーム近畿(株)	大阪市中央区淡路町1-7-3 日土地堺筋ビル6階 大阪市北区堂島2-2-2 近鉄堂島ビル13階

賛助会員【順不同】

会員名	所在地
(株)DGコミュニケーションズ	大阪市中央区伏見町4-4-9 オーエックス淀屋橋ビル
(株)読売連合広告社	大阪市北区野崎町5-9 読売大阪ビル
(株)商報	堺市中区学園町2-20
(株)朝日広告社関西支社	大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー18階
(株)リクルート住まいカンパニー	東京都港区芝浦3-12-7 住友不動産田町ビル
(株)ジェイ・アンド・エフ	大阪市西区立売堀1-2-12 本町平成ビル10階
日本アート印刷(株)大阪支店	大阪市西区土佐堀1-5-11 土佐堀1Nビル5階
アットホーム(株)	大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル6階
(株)CHINTAI	東京都港区元赤坂1-2-7 AKASAKA K-TOWER 10階
(株)住宅新報大阪支社	大阪市中央区平野町1-8-13 平野町八千代ビル6階
関西不動産情報センター	大阪市北区芝田2-1-18 西阪急ビル7階
(株)AYUMU	大阪市北区天神橋2丁目北1-7-301
一般財団法人大阪府宅地建物取引士センター	大阪市中央区船越町2-2-1 大阪府宅建会館3階
関電サービス(株)	大阪市北区西天満5-14-10 梅田UNビル11階
メディアエムジー(株)	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル5階
マルエトワ(株)	大阪市中央区南船場4-2-4 日本生命御堂筋ビル5階
(株)サウンドコンシダレイション	大阪市中央区平野町1-8-13 平野町八千代ビル6階
(株)伸和エージェンシー	大阪市西区阿波座1-5-16 大和ビル7階
(株)tns	大阪市中央区今橋4-3-6 淀屋橋NAOビル
(株)ラ・プラス	大阪市福島区海老江7-2-43 あさひビル6階
(株)日本経済広告社 関西支社	大阪市北区堂島浜1-4-16 アクア堂島西館12階
(株)LIFULL	東京都千代田区麹町1-4-4
(株)東急エージェンシー関西支社	大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル11階
(株)アドマックス	大阪市中央区道修町2-5-9 イトヨシビル2階
(株)神戸新聞事業社	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル8階
(株)JR西日本コミュニケーションズ	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ8階
(株)アイアンドエフ	岡山市北区中山下1-2-3 太陽生命岡山ビル6階
(株)未来絵	西宮市笠屋町10-27
(株)いえらぶGROUP	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル20階
(株)アバンワークス	大阪市中央区久太郎町2-5-28
(株)読売広告社関西支社	大阪市中央区備後町4-1-3 御堂筋三井ビル8階
(株)フューチャースケッチ	大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル4階
(株)共栄企画	大阪市西区阿波座1-9-9 阿波座パークビル2階
(株)インターフィールド	大阪市西区立売堀1-4-10 四ツ橋パークビル6階
(株)丸善	檀原市高殿町584-3
(株)グラート	大阪市淀川区東三国2-37-3
ヤフー(株)	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
(株)アド・コミュニケーションズ	大阪市中央区今橋2-4-10 大広今橋ビル6階
(株)TUG	大阪市中央区北久宝寺町1-9-6 ネオオフィス堺筋本町ビル

令和2年6月22日現在



令和2年7月発行
不許複製

再生紙を使用しています。



印刷所 株式会社商報